**令和５年度第２回　品川区地域自立支援協議会**

〇日　　時：令和５年１１月３０日（木）午後３時から

〇会　　場：品川介護福祉専門学校　５階特別講習室

〇出席委員：曽根直樹（会長）、吉澤利恵、木下美和、佐野　正、

中村理恵、八束嗣也、松木利彰、内藤ちひろ、浅野　優、

山脇恵理、藤田順子、松井栄人、岡戸良雄、伊藤美佐、

島崎妙子、佐藤直子、菊地絵里子、三輪雄幸、伏見敏博、

庄田 洋、紙子達子

〇Web出席委員：水江知子、大胡田誠

〇欠席委員：篁　倫子、杉本伸久、堂本一朗

**１　品川区地域自立支援協議会**

1. **品川区障害者計画および第７期品川区障害福祉計画・第３期品川区障害児**

**福祉計画素案について**

**〇事務局**

資料１－２の説明。１.計画概要。計画の位置づけ、品川区障害者計画は、基本理念や基本方針など障害者施策全般に係る基本的な事項を定める基本計画。これに対して第７期品川区障害福祉計画・第３期品川区障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の確保に係る成果目標や必要とされるサービス見込量の確保のための方策を定める実施計画。次に計画期間。品川区障害者計画は、令和６年から令和１１年までの６年間。第７期品川障害福祉計画・第３期品川区障害児福祉計画は令和６年から令和８年までの３年間。

　２．計画策定のポイント。障害者施策全体の連携と調和を図るため、この３計画については一体的に策定。次に障害者福祉計画の計画期間の見直し。社会情勢の変化や法改正・制度改正に柔軟に対応するため、計画期間を９年間から６年間に短縮。

項目的には、まず差別解消・インクルージョンの推進。共生社会を実現するため、積極的に差別解消やインクルージョンを推進。次に、重度障害・医療的ケア等の支援の充実。手厚い介助が必要な重度障害・医療的ケアなどの支援を充実。さらには、障害福祉サービス等の充実。障害者グループホーム、障害児通所支援などの地域のサービス基盤の整備。

　３．基本理念。基本理念は障害者計画で定めるが、「自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ」、副題は「だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ」。３つの基本方針は、１番目が「地域で安心して暮らすことができる」、２番目が「自分らしく生き生きと暮らすことができる」、３番目が「すべての人が共に支え合い暮らすことができる」。

　４．施策体系、障害福祉計画と障害児福祉計画の施策体系。施策の柱は１番から９番まで。施策の方向性は、おのおの括弧書き。例えば相談支援の充実は、（１）相談支援体制の強化、（２）障害特性に応じた専門相談の充実で構成。

　５．スケジュール、１１月３０日、自立支援協議会で説明。意見聴取は１月１０日まで。１２月１１日、「広報しながわ」または区のホームページに掲載し、１月１０日までパブリックコメントを実施。また障害者団体ヒアリングを１２月中旬から１月下旬まで実施。３月１８日、第４回策定委員会を開催。区内で３月中に決定を取り、５月に計画を区民の方に公表の予定。

　次に、資料１－３の説明。まず、品川区障害者計画、第７期品川区障害福祉計画、第３期品川区障害児福祉計画の素案の目次の説明。

　第Ⅰ部の計画策定について＜総論＞は、３計画に共通の部分。計画の概要や障害児者の現状と課題の２章で構成され、１ページから５０ページまで。

　次に、第Ⅱ部の障害者施策の方向性、これは品川区の障害者計画に相当する部分。５章構成で、５１ページから６７ページまで。基本理念や基本方針、施策の方向性など、今後６年間の障害者施策に係る基本的な事項を記載。

　次に、第Ⅲ部の障害福祉サービスの提供体制の確保。これは第７期の品川区障害福祉計画、第３期品川区障害児福祉計画に相当する部分。３章構成で、６８ページから１２１ページまで。

　６８ページの前のページ、第１章 計画の成果目標、下段枠内の成果目標の設定について説明。障害者総合支援法８８条第１項に基づき策定する障害福祉計画および児童福祉法第３３条の２０第１項に基づき策定する障害児福祉計画では、国の基本指針に即して成果目標を定めることとされている。そのため、本区の成果目標は国の基本指針に示された成果目標を基本。国の考え方に準じて成果目標を定めるということ。ただし、一部項目では区市町村の成果目標が定められていないため、成果目標のほかに国が示した活動指標または利用者ニーズなどを勘案して本区の成果目標とする。

　この成果目標は７つの項目があるが、見方を説明。６８ページ、福祉施設の入所者の地域生活への移行。最初に（１）国の基本指針、国が示している方向性を記載。点線の括弧書きの内側は、前期計画のときの国の基本指針からの変更点を記載。（２）区の成果目標。地域生活移行者、令和４年度、施設入所者に対する地域移行アンケート調査を実施し、地域生活を希望する人が１９名いることが確認できた。そのため、令和８年度末時点で、令和４年度末の施設入所者数の６.９％以上を地域生活へ移行することを目標とすると記載。国は６％であるが、それを上回る６.９％を区は設定。

　障害の重度化・高齢化に伴い、施設入所者数が令和元年度末２７１名から令和４年度末２７５名に微増。また、施設入所以外の選択肢が少ないなどの理由により、施設入所待機者は令和元年度末の４２名から令和４年度末に４５名と増加。そのため、施設入所希望の利用者ニーズに応えられるよう、前期計画の令和５年度末の施設入所者数目標と同数の２７１名とした。

　このような形で１番から７つ項目があり、おのおのの成果目標を設定。

　次に、８１ページの前のページ、「第２章 サービス見込量および確保の方策」。

　このサービス見込量は、障害福祉計画と障害児福祉計画の３年間の期間で、各サービスがどの程度必要となるか見込んだもの。サービス見込量の設定の考え方は、四角の枠内に記載。各種手帳所持者数、サービス利用実績などの基礎データに基づき、幾何平均を用いて算出した自然体推計を基に、アンケート調査などによる利用者ニーズなどを踏まえ、修正を加えてサービス見込量を設定した。コロナの関係等があり、近年はサービス見込量の増減が激しくなっている。そのため過去直近の３期と５期の２つのパターンを取り、その大きいほう、サービス見込量の伸びているほうを採用。

　次に、８１ページ、見方を説明。「１ 障害福祉サービス」、１番目に訪問系サービス、サービス種別と内容を記載。

　８２ページ、サービス実績及び見込量。例えば居宅介護は実績として、月間利用者数が令和３年度１６８、令和４年度１８０、令和５年度見込み１９６。これに対して今後の見込量は、令和６年度２０４、令和７年度２１６、令和８年度２２８となっている。

　ここで記載されたサービス見込量は、統計学的な手法を用いて将来必要となるサービス見込量を見込んだものであり、実際のサービス見込量の上限などを定めたものではない。サービスは、利用者ニーズとサービスの必要性から決定されるものであるため、この見込量を上回る場合もある。

　８２ページの中段、サービス見込量確保のための方策。枠内に、ヘルパー不足は全国的な課題となっている。区ではサービス量の確保のため、介護職員初任者研修を実施して、ヘルパーの育成に取り組む。区では、同行援護従事者（ガイドヘルパー）養成研修、知的障害者移動支援従業者養成研修などを開催し、ヘルパー育成に取り組むと記載。こうした形式で、ほかのサービスについても記載。

　続いて、９６ページの前のページ、「第３章 今期の主要テーマと取り組みの方向性」は、今後３年間、障害福祉計画と障害児福祉計画で取り組むべき主要なテーマと取組内容を記載。

　９６ページ、施策の柱１、相談支援の充実は、相談支援の現状と課題、これに対する区の取り組みを主な施策・取組に記載。

　以上が素案の見方についての説明。本日持ち帰り、素案の中身を見て気がついた点があれば、資料１－１、意見書に意見を記載し、１月１０日水曜日までに障害者施策推進課の計画推進係まで、メール、ファクス、郵送で提出をお願いする。

**〇会長**

　説明を受けての質問がある方は、発言をお願いします。

**〇委員**

この冊子の６９ページ、２精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。ここには国の基本指針、成果目標などが書いてあるが、７０ページには区の成果目標が書いてあるのみで、区の方針がない。ここには文章が入らないのか。

**〇事務局**

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの件は、住宅、福祉、医療など広範な分野に及ぶため１つの項目としてまとめず分散して書いている。様々なところに様々な施策が網羅されていると考えていただきたい。

**〇委員**

分かりました。もう一つ質問。１０６ページ、④の２つ目の欄の記述に関連して伺いたい。精神科病院に入院中の障害者に対して、保健所でアンケートをとるという話があったが、これから行うのか。また、この素案に載せるのか。

**〇事務局**

　アンケートはこれから行うため、今の段階でこの中に入れるのは難しい。

**〇委員**

前回までは、障害者計画と障害福祉計画・障害児計画の冊子が別だったと思うが、今回から１冊にまとめるのか。また、最後の資料編に基礎調査がない。前回は載っていたと思うが、今回も載せるのか。

**〇事務局**

１点目については、通常、ほとんどの自治体が３計画を一体的に策定。

前回は、障害者計画はその前の時期に策定されていたため、冊子は障害福祉計画と障害児福祉計画のみだった。今回はタイミングが一致したので、一体的に策定。

　２点目のアンケート調査については、ボリュームが多いため、ホームページに掲載。抜粋については、この計画案の中にも現状として記載予定。

**〇会長**

　ほかに質問はよろしいでしょうか。では、最初の議題はここまで。

　次に、２番目の議題、専門部会からの報告。最初に相談支援部会にお願いする。

**（２）専門部会からの報告について**

**〇委員**

資料２の説明。第２回相談支援部会は９月１２日に開催。

　概要の１番、地域生活移行に関する取組。

　（１）、調査の結果で、本人の移行希望の確認ができた人について、優先的に取組を行うこと、本人の移行希望が確認できていない人についても、意思決定支援など必要な支援を行い、取組を進めることを確認。

　次に、取組の進捗状況の共有。まず、区内入所者の取組の進捗。地域生活支援拠点の体験の機会・場である品川区立障害児者総合支援施設の生活体験室の利用について、４名の予約・調整を開始。次に、区外入所者の取組の進捗。入所施設と同一運営法人のグループホームへの移行を調整中のケースがある。高齢・長期入所者が多く、移行には時間を要するケースが多いことを確認。

　次に、２番、ひきこもりの支援に関する取組。

　（１）、ひきこもりの支援についての理解。厚生労働省の「ひきこもりVOICE STATION」の中から、当事者の方が語る動画を視聴。次に、平成２２年５月に厚生労働科学研究で取りまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の定義を確認。さらに、令和５年２月に東京都発行の「『ひきこもり』笑顔への一歩～ご家族のためのパンフレット」を共有。

　（２）、グループワーク。各グループで、ひきこもり支援に関わるケースの共有、協議後、各グループから発表。

まず、グループから出た意見。コロナ禍がひきこもりのきっかけとなり、助長したケースが多かった。本人・家族が支援者とつながること、つながり続けることが大切など。次に、部会で学びたいこと。一人事業所の相談支援専門員が相談できる機関や連携、ひきこもり支援の関わり方の基本など。

　次に、第２回相談支援部会後の取組状況。

　１、地域生活移行に関する取組。

　（１）、進捗ありの状況。①本人の移行希望の確認ができた人、その中から１１名に動きあり。７名が調整・支援の継続中。４名は、本人の体調の変化・希望の変化により進められていないなどを確認。

　②本人の移行希望が確認できていない人、その中から２９名に動きあり。７名が調整・支援の継続中。２２名が本人の体調の変化・希望の変化により進められていないなど。

　（２）、ケースの状況。①調整・支援継続中。具体的には、生活体験室の利用、本人のグループホーム体験利用、家族のグループホーム見学など。継続して取り組む。

②体調の変化や希望の変化があった人。本人が複数のグループホームを見学した結果、施設入所継続を希望。体調の変化で入院した。家族に意向を確認した結果、拒否的であったなど。場面や時期を変えて引き続き再アプローチや、意思決定支援の取組を継続する予定。

　２番、ひきこもり支援に関する取組について。まず、研修を実施。区が実施する相談支援専門員向けの研修「しながわ相談スキルアッププロジェクト」において、ひきこもり支援について取り上げた。内容については、品川区のひきこもり支援施策の方針・方向性、支援の在り方、家族支援、各機関の事業内容など。

　受講者アンケートとしては、地域の社会資源について具体的に知ることができてよかった。相談支援専門員として今後品川区のひきこもり支援にどのように関わっていけるのか考える良い機会になった。また、知的に障害を持つ人のひきこもりについては、訪問の必要性、掘り起こしの難しさや継続した支援の大変さを考えると、連携や仕組みをつくることが必要などの意見があった。

**〇会長**

　ただ今の説明に対して、御意見、御質問がありましたらお願いします。

**〇委員**

１ページ目の概要の１番、（２）の区外入所者については、入所施設と同一運営法人のグループホームへ移行調整中のケースがあると説明があった。こういったケースは多いのか。また、区内に帰ってくる地域移行ではないが、地域移行にカウントするのか。

**〇委員**

　人数は把握していないが、そういう人もいたという状況。また、こういったケースは正式には恐らく地域移行と言ってもいいかもしれないが、本来であれば生まれ育った地域の中に帰ってくるほうがいいと思う。そういう意味で、地域移行としてカウントしていいかというと、少し悩ましいとは思う。

**〇会長**

　これは地域移行をどう定義するかによって変わってくると思う。計画を見ると、入所施設から地域移行する人数と書いてあるため、入所施設から退所して、どこにあるかは別として、グループホームに住んだ場合は一応、地域移行１人としてカウントするのがこの計画上の定義だと思う。ほかにいかがでしょうか。

**〇委員**

　３ページの進捗状況のところの調整・支援継続中に、グループホーム体験利用という記載がある。グループホームを体験利用できるのはいいことだと思うが、具体的な手続きはどうなっているのか。また、グループホームの体験利用をする間、日中活動の保障はされるのか。

**〇委員**

グループホーム側の受け入れ体制が整い、本人の合意が取れれば、グループホームの計画相談を立て、受給者証を発行して、体験を進めることができる。日中活動の保障については、その方に合った施設の日中支援を調整している。地域の中の施設を実際に利用した方もいるし、近くのＢ型事業所に通った方もいる。

**〇会長**

　グループホームも日中活動のほうも体験利用という制度があるため、両方、制度的には使える。ほかにいかがでしょうか。

**〇委員**

小中高生がそのまま引き続いて成人になってひきこもるという形も今、多く見られるが、子ども支援部会と相談支援部会の連携はどうなっているのか。

**〇委員**

現在、相談支援部会の中で児と者の合同で何か話を進めることは特段ない。ただし、先日の研修では、児童の計画相談を担当している相談支援専門員も一緒に受講する形を取った。今後は、こうした取り組みが必要になってくると思う。

**〇委員**

対応は分かるが、その情報や個々のケースに関する引継ぎなどはやはり大事だと思う。こちらもお願いしたい。

**〇会長**

　その場合、子どもさんのひきこもり支援の主たるキーパーソンになっている機関が重要。それはどこか。

**〇委員**

　ひきこもり支援に関しては、まだ仕組みがつくれていない。品川区子ども育成課や、そこに障害も関わりながら、仕組みづくりが必要になってくると思う。

**〇会長**

逆に、区の子ども育成課でどんなことを行っているか知りたい。次回に教えていただきたいと思う。

　相談支援部会については、入所している方の地域移行の意向調査を今回初めて行い、具体的な取組につながっているのは本当にすばらしいことだと思う。引き続き、意向が上がってきた方の支援をしっかり取り組んでいただきたい。また、今後、入所施設に地域移行の意向を確認する担当者が置かれ、必ず入所者の意向を確認する仕組みが入るようなので、こうしたところとの連携も併せてできたらと思う。国も本腰を入れて取り組むという気がしているので、よろしくお願いしたい。

　では、次に、就労支援部会、お願いします。

**〇委員**

資料３の説明。令和５年度の就労支援部会の報告。

概要の１番。しながわ福祉のマルシェの報告。これは、ジョブサ品川区と立正大学が共同で行った販売イベント、その報告を実際に参加した立正大学の学生２人が行った。ジョブサ品川区では、立正大学と協定を締結し、社会学科が開設する科目「コミュニティ・サービス・ラーニング」を履修する学生と地域活動、地域課題に対しての取組を行っている。

　報告内容。客層や売行きについては、中延商店街では年配者、当事者やその家族が多く、大崎ゲートウェイでは若者や家族連れ、外国人が多い。消費者の声については、アメリカンたわしは取っ手をつけたら腰の痛い人でも使いやすい、一部の布製品について、寸法表示がされているほうが使用時のイメージがしやすいなどがあった。

　学生からの感想や提案が幾つかあった。ハロウィンの季節限定品の売行きがよい。革製品の売行きがよかったので、スマホケースがあってもよいのではないか。キャラクターのコラボ商品など、子どもや親世代に訴求できる商品があったらよいなど。

　このような学生からの報告を受け、参加した事業所と意見交換を行った。事業所からの意見や感想としては、今後もこのような取組を続けてほしいし、一緒に参加もしたい。もっと学生の意見を聞きたいという前向きな意見や感想があった。

　本日、学生が発表したときの資料を当日資料として配付した。細かく報告内容を書いてあるので、ぜひ見ていただきたい。最後のページなどには、具体的な提案例を載せたので、これからの区内の福祉施設での商品開発などにも役立てられればよいと思う。

　２番目の報告、臨海斎場における売店・喫茶の活動報告について。臨海斎場では、品川・大田・目黒・港・世田谷の５区で売店での自主製品の販売や喫茶店などを「りんかい５区ハートプロジェクト」として行っている。

　目的は、５区の障害者施設が製作する自主製品の販路拡大・工賃向上、障害者の就労促進や社会参加促進への貢献、自主製品販売を通じた障害者に対する理解促進の３点。

　自主製品の売上げは、月平均で１７から１８万円程度。５区それぞれの商品のカタログを置いている。そこから発注につながった事例もある。

　就労支援の取組として、就労の体験や練習も行っている。始まって１年半たつが、３名が就労へステップアップした。

　次に、自主製品のカタログについて。この臨海斎場に関わる５区のカタログを用意し、参加者から意見を聞いた。そもそもカタログがあることを知らないという方が多かった。品川のカタログは区の職員が作成しているが、他区のカタログは業者に委託して作成したと思われるデザインになっているため、品川区でも、そのようにしてはどうか、さらには、１ページに１事業者の紹介ができるような形で作成してほしいという意見があった。

　次に、優先調達について。令和４年度の優先調達の金額として品川区は２３区の中で１位、全国でも６位。参加者から意見を聞いた。公園清掃についても業務の見直しなどで管理も含めて全体の業務を委託するという話も出ているため、障害者支援課も間に入り、この業務を残せるようにしてほしい、また、軽作業、封入やチラシの折り込みなどの仕事もつくってほしいなどの意見があった。

　３番目に、グループワークとして、自主製品に関する意見交換を行った。各事業所で製作している商品を持参し、実際に見ながら意見交換を行った。

　ロゴを入れることやその場所に合った商品開発が必要。同じ商品だがハロウィンのパッケージにしたら売行きがよかったため、季節やイベントに合わせた販売が必要。また、利用者が個人的に作ったダルマを商品化し、これまでに１０個売れた。この商品は見た目にインパクトがある商品であり、こうした商品開発も必要。さらには、直接の販売だけではなく、間接販売も検討してもよいのでは、といった意見があった。

　最後に４番目。その他として、就労継続支援検討会から報告があった。就労継続支援検討会は、支援事業所が集まり意見交換や情報共有を行うほか、情報発信の方法を検討している。世田谷区の「せせせ」という、情報発信サイトがあるが、同様のものが品川でもできないか、本検討会で継続して検討していくとの報告があった。

　さらに、共有事項として、前回の自立支援協議会の全体会で、委員から視覚障害者の行政部門での就労の機会を増やすための議論の有無について意見があった。そうした就労事例や課題について情報をいただきたいという依頼を部会の中で行った。

　次に、次回の予定とテーマ。次回は１月３１日に予定しており、テーマは３つ。超短時間就労の進捗の共有、福祉から就労への事例や重度障害者の就労の事例、区の業務支援室の紹介となっている。

**〇会長**

　ただ今の報告に対して、御質問、御意見がありましたらお願いします。

**〇委員**

　報告を聞いて、部会の取り組みがお金もうけに傾いていると感じた。就労支援の目的は、お金もうけではなく、自立に向けて就労がどう影響しているのか、どうつなげていくのか考えることが大事だと思う。

**〇委員**

確かに、今回は販売や売上げの報告が多かったが、次回のテーマにもあるように多様な就労の在り方や、重度の方の就労の事例の共有など自立に向けた取組についても、今後検討していく予定。

**〇会長**

　就労支援部会は、製品を作っている事業所も多いため、どうしたら売れるようになるかなどが主な課題になるが、個人の就労した後の自己実現のことや、生きがいなどをもう少し多様な側面から、みんなで考えていくことが大事だと思う。いつも原点に立ち返りながら部会の運営をしていただきたいと思う。

**〇委員**

行政部門における視覚障害者の就労について調査しているという報告があったが、次回、調査結果が発表されるのか。

**〇委員**

今、事例等を集約している段階となっているため、次回、報告をしたい。

**〇委員**

優先調達について報告があったが、発注している割合はどうなっているのか。

**〇事務局**

　令和４年度品川区における優先調達の金額は、約３億５,０００万円。そのうち、役務が約２億２,０００万円。その中の清掃部分が約１億９,０００万円であり、そのほとんどが公園清掃。残りの約１億３,０００万円が物品関係となっている。

**〇委員**

報告書に、軽作業等の仕事もつくってほしいとある。役務として新たな職、仕事ができれば、特別支援学校の生徒たちにもいい影響を与えるため、ぜひよろしくお願いしたい。

**〇会長**

福祉的就労の場合、最低賃金を割っているため、金額が大きくなればなるほど、福祉的就労で優先調達を受けていいのかという議論が一方である。雇用契約に基づいてやるべきではないかなど、慎重に検討するほうがいいと思う。

　次に、子ども支援部会に移りたいと思う。部会長から報告をお願いする。

**〇委員**

資料４の説明。令和５年度子ども支援部会の報告。

第２回子ども支援部会は、９月１９日に開催。

　概要の１、テーマ検討について。（１）保育所等訪問支援の利用の流れ等の確認について。今回は、保育所等訪問支援の利用を進めていく中で、現場の声や事例を通して関係機関が感じている課題などに対して挙がった意見を整理して、課題に対する対応方法を話し合った。

　第１回部会で確認した課題と今後の対応について、その両方を交互に見ていただく形で説明する。

　まず①の支援方法について。保護者、受入先、支援センター等の関係者によって終了のタイミングについて、認識のずれがあるという課題が見えてきたので、支援開始前の個別支援会議で終了時の目標についてしっかりと確認を行うことを関係機関の中で確認した。

　また支援方針が相違する場合の対応については、支援を進めていく中で、支援の方針のずれを感じる場合があるという課題が挙がったので、そのずれを感じた時点で、相談支援事業所が間に入り、個別支援会議を開催し、支援方針について確認、調整を行うことを確認した。

　②の経過報告について。訪問支援に入った後に、その内容を保護者へ報告しているが、保護者に報告されている内容が保育園や学校に共有されていない場合があり、保育所等訪問支援事業所に対する不信感につながるという課題があった。この点については、できる限り支援内容やフィードバック内容について、双方で確認した上で保護者へ報告することを目指していくことを確認した。

　続いて、③の連携の取り方について。保護者と相談支援事業所の連携が難しいという課題がある。具体的には、保護者と保育所等訪問支援の事業所間で、もう先に利用について話が進んでしまう、訪問支援を行った内容について、タイムリーに相談支援事業所に報告が上がってこないなどの課題があった。これについては、保護者からサービス利用の申請が上がったときには、相談支援事業所が窓口になるということを、しっかりとどの機関も説明をする。また、その経過については、三か月を目安に相互で確認をし、支援の状況について情報共有を行うことを確認した。

　区内でサービス利用が増えてきている中で、関係機関により大きな違いや差が出ないようにするための一定のルールを決めて確認し合ったことは、よいタイミングだったと思う。

　保育所等訪問支援の課題の確認等については、今回をもって子ども支援部会の中では終了とした。

　続いて、（２）の学校での不登校児への対応状況や特別支援制度について。教育と福祉の連携の一環として、教育総合支援センターより説明を受けた。

　まず１つ目は、学校での不登校児への対応状況。品川区の不登校児等の現状と対策について、説明を聞いた。不登校児は、全国的に１０年連続増加。品川区でも、小中学校で６５０人程度の不登校児がいる。対応としては、適応指導教室やＨＥＡＲＴＳ、教育相談室などで支援を行っている。

　次にもう一つ、特別支援制度について、令和６年度に宮前小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設されるため、この学級について説明を受けた。

　続いて（３）の第３回のテーマについて。子ども支援部会の大きなテーマとして、連携に数年前から取り組んできているが、ここ数年、区内の障害児に計画相談を入れるという流れができ、児童を対象とした特定相談支援事業所が１０か所ほどに増えてきた。

　相談支援事業所が計画相談を通して保護者や関係機関と関わる中で感じている区内の課題も出てきているという意見があったので、この部会の後に、障害児の相談支援連絡会を設けて、今、各相談支援事業所が感じている課題について話合いを行った。これを次の子ども支援部会等につなげていきたいと考えている。

今挙がっている課題については、品川区内の障害児が通う特別支援学校が居住地域によって決まってくるが、学校によっては、送迎車による送迎や日中一時支援の利用に差が出ていることなどがある。

　もう一つは、品川区内の障害児の相談の窓口について、子ども発達相談室と、相談支援事業所が行う基本相談の部分等があるが、その役割の整理が必要ではないかということ。どこに何を相談したらいいか分かりにくい現状があり、相談支援専門員としても自分たちの役割と、子ども発達相談室等の役割などを少し整理していきたいという声が上がっている。

　今はこの２点を考えているが、こういった現場の方が感じている課題に対して具体的にどんな対応ができるか検討し、次回の子ども支援部会につなげていきたいと考えている。

**〇会長**

　ただ今の報告に対して、御質問、御意見がありましたらお願いします。

**〇委員**

　就学前のお子さんに対する支援について、部会で取り扱う、または、テーマとして挙げる予定はあるのか。

**〇委員**

　部会で未就学児に特化して取り扱うことはないが、相談支援事業所が関わるお子さんは未就学児から就学児童まで全てになるため、課題等が出てくれば取扱うことになると思う。逆に何か意見はあるのか。

**〇委員**

　未就学障害児のうち、保育所にも通っていない、あるいは児童発達支援にも通えていないような、親子だけで日中過ごしているような人たちをどのように障害福祉サービスに結びつけているのか伺いたい。

**〇会長**

　その質問に対しては、そういったお子さんや家庭を把握する必要があると思うが、区の中ではどこが把握しているのか。

**〇委員**

私が相談支援として関わっているのは、保健センターや子ども家庭支援センターなど。子どもについては、連携体制がまだまだ整備されていないため、相談支援員が、担当する方がどういう状況なのかで個別で動くケースがほとんど。

今回、子ども支援部会の中に障害児相談支援援連絡会を立ち上げて、そこで困難ケースとして抱えている問題を挙げ、これから検討していくという段階。

**〇会長**

　障害児相談支援援連絡会は、子ども家庭支援センター、保健センター、相談支援事業所の方々が集まって、どこにもつながっていないような方たちの対応を検討する場ということでいいのでしょうか。

**〇委員**

　まだそこまでには至っていない。どのような課題があるのか、みんなで持ち寄って出してみようというのが連絡会。その中で、今の意見も含めて、こういったところが区の中で足りないというところがあれば、そこをどう部会へつなげていくのか、区と相談していくことになると思う。

**〇会長**

そうすると、先ほどの質問に答えるためには、まず区のほうで、保健師や保健センター、子ども家庭支援センターが把握している、そういった家庭に対してどういうふうに障害福祉サービスと結びつけてアプローチしていくのか、調べて報告していただくことが必要ということでいいですか。

また、連携体制をどう進めていくのかということが協議会の中で課題になったということを部会のほうで引き取っていただいて、次回、どういう検討をしたか報告をしていただくということでいいでしょうか。

**〇委員**

　はい。ありがとうございます。

**〇委員**

　今就学前のお子さんの話が出たが、特別支援学校の立場で言うと、未就学の時点で、相談しない方も含めて、どういうお子さんで、どういう対応をしていったらいいか、保護者への助言が必要だと思う。併せて言うと、その後の就学相談のときに、実際に特別支援学校がいいのか、学級がいいのかを判断していただくが、なかなか保護者には判断が難しいと思う。学校側としても、まだ明確でないと感じるところがある。就学相談のときの方針やその前に子どもたちの実態把握をどうしているのか、教えていただきたいと思う。

**〇会長**

　今日は時間がないため、方針があれば次回に御報告いただくこととする。

　子ども支援部会については、この協議会に私が関わった当時は、保育所等訪問支援がなかなか活用されずどうしたらいいのだろうという状態だったが、今すごく活用されるようになって、逆に今度、情報共有をどうしようかという課題に変化してきている。そういう意味では、大分前に進んできたと言えると思う。

　本日は宿題がたくさん出たが、次回答えていただきたいと思う。

**〇事務局**

　会議の記録については発言者に確認した後、議事要旨を作成して区のホームページに掲載。次回の開催は令和６年２月頃を予定。どうぞよろしくお願いいたします。

【配布資料】

次第

資料１　品川区障害者計画および第７期品川区障害福祉計画・第３期品川区障害児福祉計画素案

資料２　相談支援部会報告書

資料３　就労支援部会報告書

資料４　子ども支援部会報告書